２　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、施設定期検査を受ける者が行う第百十一条第一項第六号の性能維持施設の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

（施設定期検査の実施時期）

第四十四条　法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

２　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　廃止措置対象施設（次号に掲げるものを除く。）	直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）
二　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等（炉心及び炉外燃料貯蔵槽をいう。以下同じ。）から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。以下同じ。）の廃止措置対象施設	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）

（施設定期検査を要しない場合）

第四十五条　法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　削除

二　使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

三　災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

２　前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力

四　直近の施設定期検査が終了した年月日

五　施設定期検査開始希望年月日及びその理由